

国立大学法人信州大学と学校法人先端教育機構事業構想大学院大学との
連携に関する協定書

(有効期間)

国立大学法人信州大学と学校法人先端教育機構事業構想大学院大学（以下「両大学」とい
う。）は、両者の持つ優れた教育、研究、地域社会との連携等の実績とポテンシャルを相互に
協力して活用することにより、両大学の一層の発展に資するため、次のとおり大学間包括連
携協定を締結する。

第4条 この協定の有効期間は、令和元年7月14日から5年間とする。ただし、その間の
連携・協力内容の評価を行い、両大学の合意により、更新することができる。

(細目)

第5条 この協定に定めのある事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない
事項について必要があるときは、両大学が協議して定めるものとする。

(目的)

第1条 この協定は、両大学が包括的な連携のもと、相互の大学のさらなる発展を目指し、
教育、研究、地域貢献、产学連携及び国際交流の各面にわたって広く協力し、社会にその
成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

この協定書は2通作成し、両大学長が署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和元年7月14日

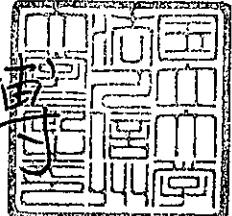
(連携事項)

第2条 両大学は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

国立大学法人信州大学

信州大学長

濱田洋介

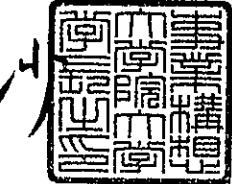


- 一 学術研究に関すること。
- 二 大学院学生の教育、研究に関すること。
- 三 教員の相互交流に関すること。
- 四 地域貢献及び产学連携に関すること。
- 五 国内外の機関等との連携に関すること。
- 六 その他両大学が必要と認める事項。

学校法人先端教育機構

事業構想大学院大学長

田中里沙



(連携推進協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置するものとする。

2 連携推進協議会について必要な事項は、両大学が協議の上、別に定める。